

電機連合の政策・制度実現の取り組みを組合員のみなさんによりわかりやすくお届けします。

電機連合 政策部門

報告

電機連合が重視・注目する法案の動向をお知らせします

成立

所得税法等改正法案

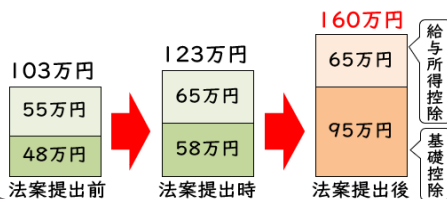
2/4 提出 → 法案修正 → 3/4 衆議院通過 → 3/31 参議院で可決・成立



・所得税の基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・大学生年代の子等に係る新たな控除の創設

★所得税の課税最低限について (基礎控除+給与所得控除)

- ・法案提出前 103万円
- ・法案提出時 123万円に引き上げ
- ・法案修正後 160万円にさらに引き上げ



★基礎控除について

- ・年収 200 万円以下 → **95万円** (47万円上乗せ)
- ・年収 200 万円超～850 万円以下 → **88万～63万円** (40万～15万円上乗せ)

年収	改正前	引き上げ額	合計
200万円以下		47万円	95万円
475万円以下	48万円	40万円	88万円
665万円以下		20万円	68万円
850万円以下		15万円	63万円
850万円超 (～2,545万円まで)		10万円	58万円

年収額によって基礎控除額に差があるよ。(時限的措置もあるので、)新たな壁できてしまったね。

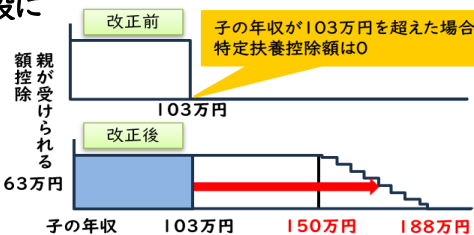


※恒久措置

※2年間の
時限的措置

★大学生年代の子等に係る新たな控除の創設に

- ・19歳～22歳の子がいる親に対し、新たな控除(特定親族特別控除)を創設し、子の年収要件を103万円から**150万円**に引き上げる。
- ・年収150万円を超えた場合でも、控除額が**段階的に**少なくなるしくみとする。



法案について、より詳しい内容については、こちらをご確認ください。
⇒ [社会政策関連の動向](#)

成立

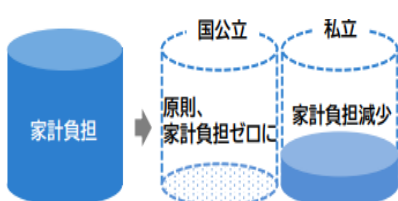
大学等修学支援法改正法案

2/7提出 → 3/21 衆議院通過 → 3/31 参議院で可決・成立



・多子世帯(子どもを3人以上扶養)の学生等を授業料など免除の対象に

★授業料など減免のイメージ



★対象となる多子世帯の考え方

	第1子卒業後	
	大学院進学	就職
卒業後		
大学生		
高校生以下		

※ □は扶養する子ども

出所:文部科学省

第1子が扶養から外れた場合、第2・第3子は支援対象外になるため、注意が必要だね。

支援対象
扶養する子供が3人以上
かつ
大学等に通っている場合



報告

浅野議員の国会質疑を紹介します @2/3 予算委員会

●課税最低限123万円への引き上げ(与党案)について

浅野の発言要約



政府の答弁要約

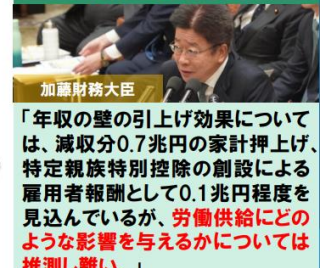


●年収の壁引き上げによる経済効果について

浅野の発言要約



政府の答弁要約



詳細や他の質疑については、こちらをご確認ください。⇒ [浅野さとし議員国会質疑概要一覧](#)